岐阜県知事選挙

投開票日　1/26（日）

投票総参加

投票日に投票に行けないときは…

期日前投票しましょう

町民会館・各ふれあいセンター

【期間】町　民　会　館　　:1月10日(金)～1月25日(土)
　　各地区ふれあいセンター:1月18日(土)～1月25日(土)
【時間】午前8時30分から午後8時まで(各ふれあいセンターは、午後7時まで)

手続きはとても簡単です。
お仕事やお買い物帰りにお立ち寄りください。

※入場券を持っていなくても、運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認ができるものがあれば投票できます。

入場券を持って投票所へ

入場券は、封筒タイプとなっています。
自分の名前の書いてある入場券を持って、投票所に出かけましょう。
入場券が届かない場合には、選挙管理委員会までご連絡ください。

選挙のしおり
白川町選挙管理委員会
電話７２－２３１７（内線３５４）

選挙当日の投票所は5カ所

入場券に記載された指定投票所以外でも投票が可能です。

投票所↓

1. 白川町町民会館
2. 白川北ふれあいセンター
3. 蘇原ふれあいセンター
4. 黒川ふれあいセンター
5. 佐見ふれあいセンター

ポスター掲示場は44カ所

ポスター掲示場には、候補者の選挙運動用ポスターが掲示されています。

この掲示場のポスターを故意にやぶったりすると罰せられます。

はがれたり、やぶれたりしていたら、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

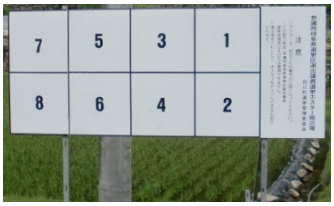

（参考：写真は参院選ポスター掲示場）

期日前投票と当日投票のために“おでかけしらかわ”を利用される方

期日前投票や当日投票のために “おでかけしらかわ”を利用する場合は、
運賃が無料になります。
※投票に合わせて、買い物等にも無料で利用できます。

“おでかけしらかわ” の利用方法

①白川町コミュニティバスセンターへ、電話で投票に行く日時を伝え予約する。
（バスセンター電話:0574-74-1001）

②予約日時に玄関先へワゴン車が到着後、投票所へ

③投票を済ませ、投票所で「投票済証明書」の交付を受ける。

④帰りのワゴン車で、運転手に③の「証明書」を渡す。

投票の仕方

白色の投票用紙に
「候補者名」を書いて
投票します。

候補者名

最近、県内から転入、県内へ転出した方の投票

岐阜県知事選挙は、岐阜県民しか投票できません。

令和6年10月9日以降に転入、転出した場合は、前住所地で投票することになり、投票する際には、現在でも岐阜県民であることを証明するため、「引き続き岐阜県内に住所を有する旨の証明書」又は、「引き続き岐阜県内に住所を有することの確認」が必要になります。

この証明書又は、確認がないと投票できません。

投票所に出かける前に、現住所地の市町村役場または白川町役場（本庁・出張所）の窓口で、証明書の交付又は、確認を受けてください（無料）。